

【厚生労働省】重要なお知らせ、必ずお読みください

ホーム | 厚生労働省

督促状で指定した期限までに未納の国民健康保険料が納付されない場合 財産の差押えを行います

被保険者に連帯納付義務者（世帯主および配偶者）がいる場合 連帯納付義務者に対しても財産の差押えを行います

[支払い期限] 2023 年 4 月 1 日（支払期日の延長不可）

[未払い金額] 40,000 円（税込）

▼▼ 支払いの詳細リンクエント▼▼

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

法人番号

ご返信いただいても対応は致しかねますので予めご了承ください

~~~~~  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.